



世界経済における責任ある企業行動の促進と実現に関する宣言

非公式翻訳



OECDによる法的規範

本文書は、OECD事務総長の責任のもとで発行されている。本文書はOECDの法的インストルメントを翻訳したものであり、追加的な情報を含むことがある。追加的な情報において表明されている意見や主張は、必ずしもOECD加盟国の公式見解を反映するものではない。
本文書並びに掲載のデータ及び地図は、いかなる領土に関する地位或いは主権、国際的な国境及び境界の設定、また、いかなる領土、都市、地域の名称をも害するものではない。

本文書は無償で提供される。いかなる点においても変更されない限り、本文書は追加の許可を必要とせず無償で複製し配布することができる。本文書を販売することは許されない。
本文書はOECDの2つの公用語（英語及びフランス語）で入手可能である。本文書は、非公式翻訳との記載を付し、「この翻訳は（翻訳者の名前）により情報提供のみを目的とし行われ、その正確性はOECDにより担保されたものではない」とのただし書を含む限り、その他の言語に翻訳可能である。
公式なバージョンはOECDウェブサイトに掲載されている英語版とフランス語版のみである。
<https://legalinstruments.oecd.org>.

- 我々、国際投資及び多国籍企業に関する宣言の参加国（アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、カザフスタン、韓国、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ）と欧州連合の閣僚と代表者は、閣僚級共同議長であるフランスと米国、副議長であるカナダ、チリ、日本、モロッコ、英国のリーダーシップの下、「世界経済における責任ある企業行動の促進と実現」をテーマに、責任ある企業行動に関する閣僚級会合において、包摂的で持続可能かつ強靱な世界経済の礎となる責任ある企業行動の役割を議論するため、2023年2月14日から15日、パリで会合を開催した。（パラ1）
- 我々はウクライナの人々および民主的に選出されたウクライナ政府とともに連帯する。国連総会が最も強い言葉でロシアによるウクライナ侵略を非難した2022年3月2日の決議 A/RES/ES-11/1 を想起する。この戦争がウクライナの人々の人道上の苦難、グローバル・サプライチェーンの混乱を助長し、COVID-19パンデミックからの経済復興を阻害し、グリーンな移行、地球上の数百万人の人々にとってのエネルギーと食料安全保障に影響を与えていることを認識する。（パラ2）
- ロシアのウクライナに対する不当な、いわれのない、違法な侵略戦争は、国際秩序の根幹を揺るがす明白な国際法違反であるとしてOECD加盟国が最も強い言葉で非難した2022年のOECD閣僚理事会声明と、ロシアとベラルーシのOECD全機関への参加を即時停止するという2022年3月8日のOECD理事会決定を想起する。（パラ3）
- 市場経済原則、開かれた、自由で公正な、包摂的かつルールに基づく多国間貿易体制、政府の透明性と信用、法の支配、人権保護、社会対話、平等、多様性、ジェンダー平等を含む包摂性、環境持続性と気候保護の促進についてのコミットメントを強調。RBCがこれら原則を実現する主要な要素であることを認識。OECD60周年ビジョン・ステートメントに留意する。（パラ4）
- ビジネスが経済・環境・社会の進歩に積極的に貢献することを奨励する一方で、ビジネス活動は人々や社会・地球に悪影響を引き起こし、一因となり、あるいは悪影響に直接関連しうることに留意する。持続可能な開発は、社会全体でのアプローチを必要とし、2030持続可能な開発アジェンダ及び持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、昆明・モンテリオール生物多様性枠組を含む生物多様性条約、その他の関連する多国間の枠組みの目標と目的達成のために、企業、社会パートナー、市民社会が果たす役割の重要性を強調。社会から疎外された集団の人々、人権擁護者および環境擁護者の権利、ならびに市民的空間を促進し保護する必要

性を強調する。(パラ5)

- 「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」、その中でも、特にOECD多国籍企業行動指針は、政府が支持するRBC分野の主導的スタンダードであり、その行動指針の影響力と継続的妥当性に貢献しているOECDのリスクに基づくデュー・ディリジェンスに関する実践的で実行可能なガイダンスを想起。持続可能な開発のための海外直接投資クオリティに関するOECD勧告、投資のための政策枠組み、コーポレート・ガバナンス原則に関するOECD勧告もまた関連する。B I A C、T U A C、O E C D W a t c hは、行動指針促進における緊密なパートナーであり、OECDのRBCアジェンダの促進のための貢献を評価。行動指針の実施、促進、目的に引き続き合致させるための、部分的アップデートの完了を期待。(パラ6)
- RBC分野のグローバル・スタンダードの一貫性と国内政策の補完性の重要性についてのコミットメントを再度強調。OECD多国籍企業行動指針、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」及びILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言は、この観点で主導的な国際文書である。(パラ7)
- ルールに基づいた国際秩序のための包摂的な対話と協力の重要性を再度強調し、国連(UN)、国際労働機関(ILO)、世界貿易機関(WTO)、G7、G20、アジア太平洋経済協力(APEC)、東南アジア諸国連合(ASEAN)を含む国際場裡、地域フォーラムにおける国際的、また、地域的なRBC促進の努力を歓迎。強固なRBC促進における国際パートナー間の整合性を呼びかける。(パラ8)

RBCスタンダードの一貫性、整合性、調和

- ビジネスにとってのベースラインの期待としてRBCへのコミットメントを再確認。RBCスタンダードの実施促進のための国内努力を継続することをコミット。(パラ9)
- RBC促進のための政府の役割に関するOECD勧告を歓迎。政府がこの勧告を促進し、広く普及させ、実施する上で模範となることを奨励する。政府が、例えば雇用者、調達先、国有企業を通じた自らの役割を通し、経済主体としての役割を含め、責任ある企業プラクティスのための政策環境を醸成することの重要性を確認。国内、国際レベルの政策の一貫性は、産業、政府、ステークホルダーの持続可能性イニシアティブの国際的RBCスタンダードとの整合性と調和を醸成する。義務的、自主的なアプローチやキャパシティ・ビルディングを含みうる、政府のアプローチと措置のスマートミックスはこれに関連する。企業行動とOECDの政策と、環境、気候、貿易、投資、金融市場、コーポレート・ガバナンス、反腐敗、公共調達、国有企業、中小企業、輸出信用、科学技術、雇用、ジェンダー平等などのその他の活動分野との整合性促進の手段として、行動指針を活用する意図を再確認する。(パラ10)
- 我々は、OECDに対し、投資委員会(IC)及び責任ある企業行動に関する作業部会(WPRBC)を通じ、ビジネスにとっての潜在的な課題に取り組み、RBCデュー・ディリジェンス・スタンダードの効果的な実施を支援し、OECDのデュー・ディリジェンス・スタンダードについての法的その他の政策への期待との整合性確保支援のための分析を提供するために、対話、情報共有、キャパシティ・ビルディング、協力のための包摂的なプラットフォームを通じて、デュー・ディリジェンス政策に関する協力と調整の強化を支援することを要請する。さらに、国際的なRBC基準との整合性を高めることにより、持続可能性イニシアティブの信頼性を拡大・強化することは、特に重

要である。我々は、OECDがICとWPRBCを通じて、持続可能性イニシアティブの整合性と信頼性を評価するための調和された基準を開発する努力を継続し、RBCデュー・ディリジェンスの世界的な導入と有効性についての関連し、比較可能で信頼できるデータの入手可能性に関する既存のギャップに対処することを支援するよう求めるものである。（パラ１１）

グローバル・サプライチェーンの強靱性と持続可能性

- グローバル・エコノミーとサプライチェーンの強靱性と持続可能性の促進における、児童労働、強制労働、気候変動などの悪影響の予防、緩和、包摂的な成長とジェンダー平等への支援を含めた、公正な競争条件、予見可能性、透明性およびリスクに基づくデュー・ディリジェンスの重要性を再度強調。国際的に合意されたスタンダードに基づく協力の継続にコミットする。これには、グローバル市場をより包摂的で持続可能なものにし、ルールに基づく国際貿易・投資システムと整合的で、中小企業や開発途上国の企業を含む企業の状況を考慮した方法で、グローバルなサプライチェーンの混乱から悪化するリスクや不平等を緩和するための我々の努力の強化が含まれる。紛争後の復興、パンデミック後の回復、弾力的で持続可能な農業と食料システムの構築など、復興の文脈におけるビジネスへの関与におけるRBCの推進も含まれる。質の高い投資全般、質の高いインフラにおける投資は、復興、グリーンな移行、持続可能な開発全体にとり重要な要素であり、一部OECD加盟国によるグローバル・ゲートウェイ戦略、ブルー・ドット・ネットワーク、ファスト・インフラ認証スキームといった、質の高いインフラ投資へのアプローチに留意する。（パラ１２）
- 我々は、OECDに対し、ICとWPRBCを通じて、また他の関連するOECD機関と協働して、気候変動とデジタル移行に不可欠な商品と原材料のグローバルなサプライチェーンの開放性、強靱性、透明性、持続可能性を促進するためのRBCスタンダードの効果的な実施を進めるよう求める。我々は、OECDに対し、以下の支援におけるRBCスタンダードの適用について、更なる明確化とグッドプラクティスを提供するよう求める。リスクの高いグループとコミュニティ、先住民族、ジェンダー平等、ネットゼロ経済への公正な移行、中小企業、それぞれの特殊性と状況の考慮、高リスク及び紛争環境におけるRBCスタンダードの適用について、責任ある離脱を含めた更なるガイダンスを提供すること。（パラ１３）

環境と気候変動

- 持続可能な生産形態、2050年までの気候中立への公正な移行、2030年までの生物多様性への脅威の軽減、循環型経済の支援のための、信頼できるネットゼロプランを含めた、企業の貢献とイノベーションの重要性を強調。経済活動に伴う環境損害、特に気候変動、生物多様性の損失、汚染といった危機と、これら危機の我々社会への影響に関連し、これを回避し最小化する必要を認め、温室効果ガス排出と汚染の削減とレジリエンスの構築に役立つノウハウと技術の移転と普及の重要性を認識する。これらの課題に対応するための重要な貢献としてRBCスタンダードを活用することにコミットしている。危機への対処における企業の役割に関する共通の理解を導き、促進し、国際的に合意された原則と目的および利用可能な最善の科学と整合性のある関連する企業のイニシアティブ、公約、移行計画の一貫性と信頼性をサポートするために、RBCスタンダードが必要であることを認める。（パラ１４）

- 低炭素経済への移行達成における鉱物資源の不可欠な役割を確認し、増大する世界的な需要に照らし、RBCが持続可能で、多様化した、信頼できる供給を可能にするための主要な要素であることを認める。我々は、グローバルな鉱物資源のサプライチェーンにおけるRBCの促進と、質の高い投資の誘致におけるRBCの重要な役割についての認知向上に尽力している。OECDに対し、鉱物資源の生産と加工、貿易、リサイクルにおけるRBCの期待の主流化、及び戦略的な鉱物資源供給のイニシアティブと責任ある業務委託におけるRBCの期待との強い連携の促進に向け、ICとRBCを通じて、またIEAを含めた関連するOECD機関、国際機関と協力することを要請する。(パラ15)
- 我々は、OECDに対し、ICとWPRBCを通じて、また関連するOECD機関や国際機関と協力し、政策、規制、イニシアティブに関する包摂的な協力を促進し、金融部門と実体経済のネットゼロ移行に関する約束の信頼性、比較可能性および追跡性を高めるためのイニシアティブを含む環境問題に関するデュー・ディリジェンスの実践をさらに発展させるよう要請する。我々は、ガイドラインが、社会的影響も考慮した環境管理及び気候変動対策への全体的かつ包括的なアプローチを促進するために特に適したものであることを認識する。(パラ16)

持続可能な金融

- 開発、気候、インフラ金融を含めた金融分野で、変革のためのこととして、RBCを促進、主流化する必要を認める。持続可能な金融は、グローバルな持続可能性の目標に貢献し、新興経済圏を包含すべきであり、RBCスタンダード、デュー・ディリジェンス、情報開示が持続可能な金融戦略および政策の信頼性およびインパクトを強化しうることを認識する。OECDに対し、投資委員会及びRBC作業部会を通じ、関係するOECD機関との協力の下、金融サービスプロバイダー（少数株主を含む）のためのオペレーショナル・ツールの開発、商品取引金融、サプライチェーン・ファイナンス、暗号資産、ベンチャー・キャピタル等の重要或いは台頭しつつある分野におけるデュー・ディリジェンスの必要性を評価し、デュー・ディリジェンス・プロセスと活動を支援する革新的な金融製品を認定することにより、同分野へのデュー・ディリジェンスの取り込みを強化することへの支援を要請する。(パラ17)

デジタル化と技術

- 我々は、科学研究と技術革新が、あらゆる部門の生産性を高めるとともに、企業がデュー・ディリジェンスを行い、持続可能な開発に貢献する能力を高めてきたことを認識する。デジタル化は、我々の社会と経済にとって、計り知れない可能性と同時に、デジタル・デバイドから生じるものを含む重大な課題、リスク、潜在的な害悪を含む、深遠かつ変革的な影響力を持っている。我々は、RBCスタンダードが、企業がデジタル化の有害な影響に対処することを可能にすると同時に、その前向きな可能性を最大化することができ、このことが、環境フットプリントの改善、人権の保護、意図しない副作用、欠陥のある設計、技術の誤用に対処する上で特に重要であることを指摘する。(パラ18)
- 投資委員会とRBC作業部会を通じ、特にデジタル経済政策委員会とAIガバナンス作業部会その他のOECD機関を通じ、閣僚レベルの2022年のデジタル経済政策委員会及び公共ガバナンス委員会会合成果の支援において、デジタル・エコシステム内

の企業を含め、デジタル経済においてデュー・ディリジェンスを実施するにあたっての現実の経験を注視し、デジタル化特有のリスクに対処することで、異なる主体のそれぞれの役割と責任を理解するための努力を支援するよう要請する。これは、オンライン上の誤情報、偽情報と人権と自由への脅威等のリスク、デジタル環境における誤解を招く、操作的・欺瞞的・詐欺的・不法・不公正な商習慣、仕事の質、公正性と包摂性・潜在的な偏見、アクセシビリティと労働条件への影響などを含む労働市場と職場に関するリスク、データの責任ある利用・アクセス・共有の文脈において有用。OECDはプライバシー向上技術、分散型台帳技術、規制改革、あるいはリアルタイム情報処理などのデジタルツールがいかにしてRBCを可能にし、デュー・ディリジェンスの努力を支援するかについて知識共有を支援するのに適した立場にある。(パラ 19)

各国連絡窓口 (National Contact Points)

- 企業による行動指針の実施を促進する上で、各国連絡窓口 (NCP) が果たす独自の役割を強調する。この点およびRBCに関する公共政策についての情報提供におけるNCPの功績を認識する。グローバルにRBCとデュー・ディリジェンス・スタンダードに対する意識を高め、実施を促進する必要性を強調する。(パラ 20)
- 上記の幅広い分野において、多国籍企業行動指針の実施に関する問題解決に貢献する非司法的救済メカニズムとして、これまで機能してきたNCPの貢献を評価。企業活動から影響を受けた人々、特に脆弱性を経験するグループに対する効果的な救済はグローバル経済において引き続き課題であることを認識する。(パラ 21)
- 持続可能な開発を可能にするものとしてRBCを強化する緊急の必要性に照らし、行動指針の実効性を更に高めるため、NCPシステムの潜在的 가능성을最大限引き出すべく、同システムを更に強化することが急務であることを認識する。(パラ 22)
- 各国個別の状況を考慮した柔軟性の重要性に留意しつつ、完全に機能し、適切なリソースが確保されたNCPへのコミットメントを再確認。NCPが、NCPとNCPネットワークの強化を目的とした行動指針実施手続の部分的アップデートを含め、事務局の支援を受けつつ、国内レベル及びNCPネットワークを通じ、全面的にかつ完全に実効性を確保する必要性を強調。(パラ 23)
- NCP強化のためのOECDアクションプランの完全かつタイムリーな実施を含め、NCPの適切なリソースを確保し、ステークホルダーとの有意義な関係の構築と維持によるステークホルダーからの信頼を向上させ、NCPネットワーク全体の実効性確保のための重要な要素としてピアレビューへの定期的な関与等に向けた努力の強化にコミット。(パラ 24)
- 将来の閣僚級会合を含め、本宣言がカバーする全ての分野について、協力を決意。(パラ 25)

(了)